



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課）…………… 1
- 国道の供用の開始（道路管理課）…………… 1

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課）…………… 2
- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課）…………… 2
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立総合教育センター）…………… 5

### 選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 5

## 告 示

### 沖縄県告示第357号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

| 検査地区 | 検査期日                         | 検査場所      |
|------|------------------------------|-----------|
| 宮古島市 | 令和元年11月11日（月曜日）午前10時から午後4時まで | 宮古島市下地庁舎  |
|      | 令和元年11月12日（火曜日）午前10時から午後4時まで | 宮古島市城辺庁舎  |
|      | 令和元年11月13日（水曜日）午前10時から午後4時まで | 宮古島市上野庁舎  |
|      | 令和元年11月14日（木曜日）午前10時から午後4時まで | 宮古島市伊良部庁舎 |

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

#### 2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

| 検査地区 | 検査期日                              | 検査場所                            |
|------|-----------------------------------|---------------------------------|
| 宮古島市 | 令和元年11月11日（月曜日）から令和2年2月28日（金曜日）まで | 特定計量器の取り付けてある土地又は建物その他工作物の所在の場所 |

### 沖縄県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和元年10月8日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和元年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 国道505号
- 2 供用開始の区間 今帰仁村字仲宗根103番5から今帰仁村字天底188番まで
- 3 供用開始の期日 令和元年10月8日

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和元年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県滞納整理支援システム開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和元年9月5日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社アイティフォー 東京都千代田区一番町21番地一番町東急ビル
- 5 契約金額 67,304,412円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和元年10月8日から令和2年2月8日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工労働課において縦覧に供する。

令和元年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス安慶名店 うるま市宇赤野赤野原1393番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 合資会社イストアジアサービスカンパニー 那覇市泊1丁目9番地の4ベルシェ泊101号 代表社員 上地昇
- 3 届出年月日 令和元年9月2日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
変更前 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司  
変更後 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
- 5 変更の年月日 令和元年5月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和元年10月8日から令和2年2月8日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部商工観光課において縦覧に供する。

令和元年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 沖縄アウトレットモールあしびなー 豊見城市字豊崎1番地188
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 藤田勝幸、大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 森田俊作
- 3 届出年月日 令和元年8月29日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 次の表のとおり  
変更後 次の表のとおり  
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部商工観光課において縦覧に供する。)
- 5 変更の年月日 令和元年6月18日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和元年10月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 平成31年4月24日
  - (2) 商号名 西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社
  - (3) 代表者名 藤澤茂樹
  - (4) 所在地 浦添市屋富祖二丁目6番15号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第11179号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成31年4月11日付けで、建設業法第12条に基づき電気通信工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和元年5月14日
  - (2) 商号名 りゅうせき商事株式会社
  - (3) 代表者名 富原加奈子
  - (4) 所在地 浦添市勢理客四丁目20番1号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第10440号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成31年4月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和元年5月14日
  - (2) 商号名 有限会社ヤヨイ沖縄
  - (3) 代表者名 安慶名正次
  - (4) 所在地 那覇市字国場410番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第10108号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成31年4月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和元年5月14日
  - (2) 商号名 株式会社具志堅興業

- (3) 代表者名 具志堅盛昭  
(4) 所在地 糸満市字阿波根346番地2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第12459号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成31年4月15日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和元年5月14日  
(2) 商号名 株式会社サンクス沖縄  
(3) 代表者名 神田哲良  
(4) 所在地 那覇市古波蔵1丁目6番8号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第13443号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成31年4月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和元年5月14日  
(2) 商号名 平成硝子  
(3) 代表者名 大城幸夫  
(4) 所在地 那覇市字仲井真196番地2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第9000号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成31年4月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和元年5月14日  
(2) 商号名 株式会社DARIA  
(3) 代表者名 白石力也  
(4) 所在地 那覇市金城2丁目11番地8高良ビル201号室  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13149号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成31年4月19日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和元年5月23日  
(2) 商号名 有限会社沖建工房  
(3) 代表者名 下地福利  
(4) 所在地 沖縄市山里三丁目1番21号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-26)第11080号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成31年4月24日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和元年5月23日  
(2) 商号名 オパス株式会社  
(3) 代表者名 與那嶺泰輔  
(4) 所在地 浦添市前田三丁目3番2号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-26)第2899号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年4月25日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和元年5月23日
- (2) 商号名 有限会社日琉通信
- (3) 代表者名 赤嶺武光
- (4) 所在地 西原町字翁長683番地の1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第8550号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年4月26日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年10月8日

沖縄県立総合教育センター所長 與 座 博 好

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 CAD教育システム(設置及び設定業務を含む。) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立総合教育センター総務班 沖縄市与儀三丁目11番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年8月16日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖電グローバルシステムズ株式会社 那覇市古島1丁目15番地の10
- 5 落札金額 46,440,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和元年7月5日

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

なお、令和元年沖縄県選挙管理委員会告示第28号は、廃止する。

令和元年10月8日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,253
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 245,328
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名称   | 3分の1の数 |
|---------|--------|
| 名護市選挙区  | 16,566 |
| うるま市選挙区 | 32,545 |

|             |        |
|-------------|--------|
| 沖縄市選挙区      | 36,965 |
| 宜野湾市選挙区     | 25,755 |
| 浦添市選挙区      | 29,903 |
| 那覇市・南部離島選挙区 | 89,577 |
| 豊見城市選挙区     | 16,455 |
| 島尻・南城市選挙区   | 34,896 |
| 糸満市選挙区      | 15,943 |
| 宮古島市選挙区     | 15,099 |
| 石垣市選挙区      | 14,612 |
| 国頭郡選挙区      | 18,202 |
| 中頭郡選挙区      | 41,028 |

|   |   |
|---|---|
| 発行所<br>沖縄県総務部<br>総務私学課<br>電話番号 098-866-2074 | 印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社<br>〒901-1111 南風原町字兼城577番地 |
|---|---|